

中小企業退職金共済法施行規則における 押印原則の見直しについて

厚生労働省雇用環境・均等局

中小企業退職金共済法施行規則における押印原則の見直しについて

- 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされている。
※「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。
- これを踏まえ、中小企業退職金共済法施行規則を改正し、退職金共済契約の申込みの際に求めている、被共済者となる従業員の押印等を不要とする。

現行

退職金共済契約申込書には、共済契約の申込みが当該共済契約の被共済者となる者の意に反して行われたものでないことを証するためその者の押印又は署名を受けなければならない。



改正後

押印及び署名を不要とし、意に反して行われたものでないことを確認した旨を記載することとする。

※具体的な運用としては、共済契約者が、被共済者となる者の合意を得た上で、その旨を確認するチェックボックスにチェックを行うこととする予定。

※その他、運用上押印等を求めている手続についても、その手続の性質等を踏まえ、必要に応じて所要の代替措置を講じた上で、押印等を不要とする方向で検討中
(例えば、退職金共済契約を被共済者の合意を得て解除する際に、被共済者が共済契約者に対して、契約解除に合意する旨送信したメールの添付等を求めることが考えられる。)